

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

八百津町役場 ☎43-2111

10月に納めるもの

| | |
|---------------|--------|
| 町県民税3期分 | 10月31日 |
| 国民健康保険税6期分 | 10月31日 |
| 介護保険料6期分 | 10月31日 |
| 後期高齢者医療保険料4期分 | 10月31日 |
| 保育料9月分 | 10月11日 |
| 水道料9月分 | 10月31日 |
| 町営住宅10月分 | 10月31日 |

11月に納めるもの

| | |
|---------------|--------|
| 固定資産税3期分 | 11月30日 |
| 国民健康保険税7期分 | 11月30日 |
| 介護保険料7期分 | 11月30日 |
| 後期高齢者医療保険料5期分 | 11月30日 |
| 保育料10月分 | 11月10日 |
| 水道料10月分 | 11月30日 |
| 町営住宅11月分 | 11月30日 |

口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

総務課からのお知らせ

健全化判断比率等の公表について

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算から健全化判断比率・資金不足比率を公表しております。今回は、平成22年度決算に基づいて算定した指標ををお知らせします。詳しくは八百津町ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

健全化判断比率

(単位:%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 八百津町 | (9.50) | (26.05) | 12.1 | 35.5 |
| 早期健全化基準 | (15.00) | (20.00) | (25.0) | (350.0) |
| 財政再生基準 | (20.00) | (35.00) | (35.0) | - |

実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「- (該当なし)」で表示し、参考までに黒字の比率を()で表示しています。

資金不足比率

(単位:%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|----------|
| 水道事業会計 | - | (20.0) |
| 簡易水道事業特別会計 | - | (20.0) |
| 公共下水道事業特別会計 | - | (20.0) |
| 農業集落排水事業特別会計 | - | (20.0) |

資金不足とならなかったため「- (該当なし)」で表示しています。

【用語解説】

| | |
|----------|--|
| 実質赤字比率 | 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。 |
| 連結実質赤字比率 | 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。この比率が18%を超えると地方債を発行する際に、国の同意ではなく、許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。 |
| 将来負担比率 | 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。 |
| 資金不足比率 | 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。 |
| 標準財政規模 | 自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なもの。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。 |